

居宅介護支援 重要事項説明書

年 月 日 締結

様

社会福祉法人 京都基督教福社会
居宅介護支援事業所 シオンの里

居宅介護支援事業所シオンの里 重要事項説明書

< 2025年 4月1日現在 >

1. 居宅介護支援事業所（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 京都基督教福祉会
代表者名	理事長 中江 潤
所在地・連絡先	京都市西京区榎原百々ヶ池3番地 TEL 075-391-6411 FAX 075-392-8897

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援事業所シオンの里
所在地・連絡先	京都市西京区榎原秤谷町21番地の2 TEL 075-382-5566 FAX 075-382-5577
事業所番号	2674000191
管理者の氏名	中嶋 智香子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	職務内容
管理者	1名（常勤）	事業所管理 介護支援業務
主任介護支援専門員	1名以上（常勤）	介護支援業務
介護支援専門員	3名以上（常勤）	介護支援業務

(3) 通常の事業実施地域

通常の事業実施地域	西京区全域
-----------	-------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

(4) 営業日等

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8：30 ～17：30
営業しない日	日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日

※緊急の場合は連絡頂ければ24時間対応致します。

3. 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法等

- ア 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ 給付管理業務

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話でお申し込み下さい。当事業所の介護支援専門員がお伺いします。

サービス提供の依頼を受けた後、契約を締結し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

利用者のご都合でサービスを終了する場合	<p>利用者は、7日間の予告期間をおいて文書で連絡をすることにより、契約をやめることができます。</p> <p>また、利用者は、事業者の次の①から⑤の事情があった場合には、文書で連絡をすることにより、直ちに契約をやめることができます。</p> <p>①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。</p> <p>②事業者が秘密保持義務に反した場合。</p> <p>③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。</p> <p>④事業者が破産等の事情により事業を継続することが困難になった場合。</p> <p>⑤事業者が介護保険法令や契約に著しく違反した場合。</p>
事業所の都合でサービスを終了する場合	<p>事業所は、サービスの提供を続けることが困難になるなどやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月間の予告期間をおいて理由を示した文書で連絡することにより、契約をやめることができます。</p> <p>また、事業所は、利用者及び家族等が事業者やケアマネジャーに対して契約を継続しがたいほど「重大な背信行為」を行った場合、文書で連絡することにより、直ちに契約をやめることができます。</p> <p>「重大な背信行為」とは、下記①～④のような行為を行った場合が該当いたします。</p> <p>①身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為。職員が回避したため危害を免れたケースを含む。(例) たたく、蹴る、物を投げつけるなど。</p> <p>②精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶める行為。</p> <p>(例) 身体的な事や学歴などを指摘し非難する・怒鳴る・恫喝するなど。</p> <p>③セクシャルハラスメント・・・意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 (例) 必要もなく手や腕をさわる、卑猥な言動を繰り返すなど。</p> <p>④その他・・・前記①～③に準ずる行為及びストーカー・いやがらせ行為、不合理な要求や抗議等を繰り返す行為、当事業所の職員の注意・指示を守らない行為。</p>
自動終了	<p>次の①から⑤の場合は、契約は自動的に終了します。</p> <p>①利用者が、入所・入院や介護保険サービスの利用がないまま、概ね3ヶ月を経過した時点で、再開の確認をさせていただいた結果、再開の可能性がない場合。</p>

	<p>②利用者の、要介護認定区分が、非該当、要支援と認定された場合。</p> <p>③利用者が、事業所が担当する区域に住所を有する被保険者でなくなり、サービスの提供を続けることが困難となった場合（現住所が担当区域内である場合はこの限りではない）。</p> <p>④利用者が、他の居宅介護支援事業所、又は小規模多機能型居宅介護と契約を締結された場合。</p> <p>⑤利用者が、逝去された場合。</p>
--	--

5. 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき要介護度に応じた重要事項説明書別紙に記載の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書または介護給付費明細書を発行します。

(2) 交通費

実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は相談に応じて実費が必要になる場合があります。

6. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

高齢者が自立した生活を送れるよう、又老化に伴い介護が必要な者に対して、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

ア 利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り、その居宅において有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。

イ 利用者の心身の状況、環境に応じて利用者の選択に基づき、適切なサービスが総合的、効率的に提供されるよう配慮します。

ウ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思、人格を尊重し、公正中立に行います。また、利用者との契約に当たり、利用者やその家族に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること等の説明を行います。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

エ 利用者や家族の方々のプライバシーを尊重し、家族の状況等個人的秘密は堅く守ります。

オ 事業の運営にあたっては、市区町村、地域包括支援センター、他の在宅介護支援センター・居宅介護支援事業所、介護保険施設との連携に努めます。

カ、事業の運営にあたっては、医療と介護の連携の強化に努めます。入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名などを入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務と致します。

キ、事業の運営にあたっては、平時からの医療機関との連携促進に努めます。

①利用者が医療系サービスの利用を希望されている場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされていますが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務と致します。

②訪問介護事業所などから伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務と致します。

ク、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合などにおける、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進する為、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。

(3) アセスメント（課題分析）の方法

独自のアセスメント様式により利用者の直面している課題等を評価し、利用者の説明の上ケアプランを作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（モニタリング表）に記載して利用者へ説明します。

(4) 評価制度の受け入れの有無

令和5年度 京都市老人福祉施設協議会による第三者評価実施。

(5) サービス利用に関する留意点

ア、ケアマネジャーの選任

事業所が、サービス提供時に担当ケアマネジャーを決定します。

イ、ケアマネジャーの交代

①事業所の都合により介護支援専門員を交代することがあります。利用者に対して、サービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②利用者が、ケアマネジャーの交代を希望する場合には、当該ケアマネジャーが業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対してケアマネジャーの交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定のケアマネジャーの指名はできません。

ウ、入院の報告

①医療機関に入院された場合は、担当しているケアマネジャーの氏名・事業所名（居宅介護支援事業所シオンの里）を入院先医療機関にご報告下さい。

②利用者が医療機関に入院された場合には、担当ケアマネジャーから入院先医療機関へ利用者の生活状況等を報告する必要がありますので、担当ケアマネジャーに入院した旨をご報告下さい。

エ、安全配慮

高齢者支援の観点から感染症（疥癬、新型コロナウイルス、インフルエンザ等）に罹患

又は罹患の可能性がある利用者及び家族との接触は十分に配慮の上対応致します。また、当事業所内で罹患した従業員がいる場合には訪問等を自粛する場合があります。感染症に罹患又は罹患の可能性がある場合には当事業所職員まで申し出て頂きますようお願い致します。

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（家族等）等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について、事業所はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は、契約終了後も継続します。「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 個人情報の保護について事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。事業所は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

9 人権擁護、虐待の防止等

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発防止するための措置を講じることと致します。
 - ア、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - イ、虐待の防止のための指針を整備します。
 - ウ、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
 - エ、前3号（ア～ウ）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

10 身体的拘束等の適正化の推進

- (1) 身体的拘束等の適正化を図る観点から以下の対応を行います。
 - ア、利用者の尊厳を守るため、身体的拘束は原則行わないものとし、利用者および家族、サービス提供事業所に対し適切な助言を行うものとします。
 - イ、切迫性、非代替性及び一時性の要件を満たし、利用者および他の利用者の生命又は身体を保護する必要があるときのみ記録を行い対応いたします。身体的拘束の必要性を判断する場合は慎重に関係機関と協議します。
 - ウ、協議の結果決定した身体拘束は、速やかに解除できるよう努めます。

11 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12 感染症対策等

- (1) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ア、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - イ、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ウ、事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13 就業環境の確保

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

14 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者様相談窓口	窓口責任者 中嶋 智香子 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話（075-382-5566）
当法人相談窓口	窓口責任者 村上 幸子 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話（075-382-5551）
第三者委員	田中 都志子 電話（075-381-7333） 民谷 渉 電話（075-241-2244）
京都市西京区役所保健福祉センター 健康長寿福祉課	受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号 075-381-7638
京都市洛西支所保健福祉センター 健康長寿福祉課	受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号 075-332-9274
京都市南区役所保険福祉センター 健康長寿推進課	受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号 075-354-909
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00 電話番号 075-354-9090

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日 年 月 日

事業所	住所	京都市西京区樫原秤谷町21-2
	事業所名	居宅介護支援事業所シオンの里
	事業所番号	2674000191
	管理者	中嶋 智香子
説明者	職名	介護支援専門員

氏名 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅支援のサービス内容及び重要事項についての説明、別紙についての説明を受けました。

○私は、利用可能な事業所を複数の紹介を受けられることや、計画書に位置づけられた事業者の紹介を受けた場合は、その理由の説明を求めることができることについての説明を受けました。

○ご利用中の訪問介護事業所などから伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、訪問の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことについて了解しました。

○もし、私が入院した場合、担当介護支援専門員の氏名と事業所の連絡先を、入院先医療機関に報告します。

年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

署名代行者 住所 _____

氏名 _____